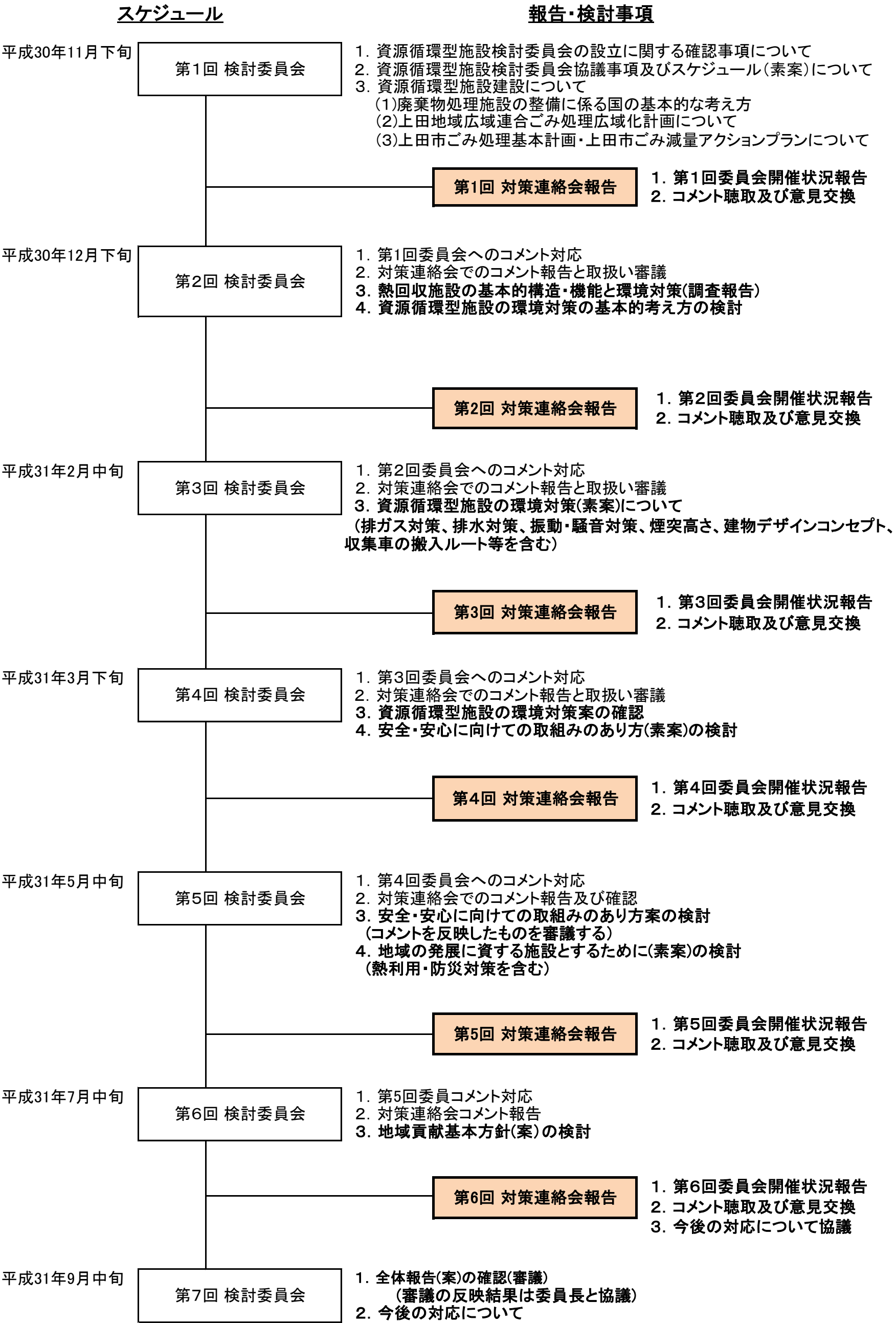




【備 考】

1. 開催時期は概ねの目安とし、その都度調整することとします。

2. 検討委員会は、丁寧な審議を尽くすこととし、必要に応じて追加開催します。

3. 対策連絡会報告は、原則として検討委員会が開催された都度、極力速やかに行うこととします。